

その他の福祉

本事業の窓口は

「福祉共生部共生社会推進室生活支援課」

☎ 559-5074 FAX 562-1294

他の機関が担当する場合のみ窓口を明記しています。

1. 戦没者の遺族に関する援護

傷病により死亡した軍人、軍属の遺族に対しては、公務扶助料あるいは遺族年金等が支給されるほか、戦没者の妻及び子も孫もない母などに対して特別給付金が支給されます。

なお、公務扶助料等の受給者がいない遺族には特別弔慰金が支給されます。

〈給付の種類〉

遺族年金（給与金）

弔慰金

特設年金（給与金）

公務扶助料

特例扶助料

傷病者遺族特別年金

障害者遺族特例年金

戦没者の父母等に対する特別弔慰金

戦没者等の妻に対する特別弔慰金

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

〔窓 口〕

地域福祉課 TEL 559-5069 FAX 563-7776

2. 戦傷病者に関する援護

公務上の傷病を負われた軍人、軍属に対して、恩給法又は戦傷病者戦没者遺族等援護法による傷病恩給、又は障害年金などが支給され、その妻に対して特別給付金が支給されます。

また、医療保障その他として、戦傷病者特別援護法によって療養の給付やJRの無賃乗車券引換証の交付等の措置があります。

〈給付の種類〉

障害年金

療養給付

療養手当

戦傷病者の妻に対する特別給付金

〔窓 口〕

地域福祉課 TEL 559-5069 FAX 563-7776

3. 戦没者の慰霊

(1) 追悼式

毎年市の主催で実施しており、多数の遺族の参列を得ています。

(2) 戦没者の登録

市では、戦没者の遺族で転入された方の届出を受付けています。

戦没者数 1074柱（令和2年4月1日現在）

〔窓 口〕

地域福祉課 TEL 559-5069 FAX 563-7776

4. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく市長の同意

医療保護入院を要する精神障害者に家族等がないか、又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合、その精神障害者の居住地を所轄する市長、居住地がないか、又は明らかでないときはその精神障害者の現在地を所轄する市長が入院の同意者となります。

〔窓 口〕

障害福祉課 TEL 559-5075 FAX 562-1294

5. 行旅病人・行旅死亡人

旅行中に病気になり救護者のいない場合、縁故者に代わって行旅病人の生活療養についての相談指導・行旅死亡人の葬祭執行、その他必要な援護を行います。

6. 災害見舞金

暴風、豪雨、洪水、豪雪、地震その他異常な自然災害又は火災による被害をうけた世帯、10日以上入院を要する重傷を負った人、死亡した人に災害見舞金を支給します。

《見舞金の支給額》

被害程度	見舞金の等額
全壊 全焼 全流出	一世帯につき 30,000円
半壊 半焼 半流出	一世帯につき 20,000円
床上浸水	一世帯につき 5,000円
死者	一人につき 20,000円
重傷者	一人につき 10,000円

〔窓 口〕

地域福祉課 TEL 559-5069 FAX 563-7776

7. 外国籍高齢者・重度障害者等特別給付金

老齢または障害を事由として給付される国民年金の受給資格を国籍要件のために得ることができなかった在日外国籍高齢者、重度障害者及び中度障害者に対し、福祉給付金を支給するものです。

(令和2年4月1日時点)

※高齢者 月額 33,375円 (該当者 1名)
※重度障害者 月額 81,427円 (該当者 1名)
※中度障害者 月額 32,570円

8. 中国残留邦人等に対する支援給付制度

中国残留邦人等の方々の特別な事情に鑑み、中国残留邦人等ご本人とその特定配偶者の生活の安定を目的として、生活、住宅、医療、介護等の支援給付及び配偶者支援金の支給を行っています。

◇支援給付の対象となる方（平成20年4月から実施）

- ①満額の老齢基礎年金等の支給の対象となる方で、世帯の収入が一定の基準に満たない方
- ②平成20年4月1日前に60歳以上で死亡した中国残留邦人等の配偶者で、平成20年4月1日現在、生活保護を受給していた方

◇配偶者支援金の対象となる方（平成26年10月から実施）

中国残留邦人等の方が亡くなられた後に、支援給付を受ける権利のある特定配偶者の方

9. AED（自動体外式除細動器）設置

三田市では、安全・安心のまちづくりを進める一環として、市民センターや小中学校などの主要な施設に、AED（自動体外式除細動器）の設置を進めています。

なお、設置は緊急時に直ぐ使用できるように屋外設置をしています。（※を除く）

設置施設

No.	施設	No.	施設
1	総合福祉保健センター	41	図書館
2	城山公園体育館	42	ガラス工芸館
3	駒ヶ谷運動公園体育館	43	野外活動センター
4	三田市役所	44	三輪小学校
5	広野市民センター	45	志手原小学校
6	藍市民センター	46	松が丘小学校
7	高平ふるさと交流センター	47	広野小学校
8	フラワータウン市民センター	48	小野小学校
9	ウッディタウン市民センター	49	高平小学校
10	有馬富士共生センター	50	つつじが丘小学校
11	まちづくり協働センター（※）	51	藍小学校
12	ふれあいと創造の里	52	本庄小学校
13	総合文化センター	53	狭間小学校
14	中央公園	54	富士小学校
15	三田谷公園	55	武庫小学校
16	中央公民館	56	弥生小学校
17	下青野公園	57	あかしあ台小学校

No.	施 設	No.	施 設
18	心道会館	58	けやき台小学校
19	三田小学校	59	すずかけ台小学校
20	母子小学校	60	ゆりのき台小学校
21	八景中学校	61	学園小学校
22	長坂中学校	62	三田駅前交番
23	上野台中学校	63	多世代交流館 (※)
24	藍中学校	64	山の峰会館
25	狭間中学校	65	三田幼稚園
26	富士中学校	66	三田ふるさと学習館
27	けやき台中学校	67	有馬富士自然学習センター
28	ゆりのき台中学校	68	藍本駅前駐輪場
29	さつき会館	69	相野駅前駐輪場
30	駒ヶ谷運動公園野球場	70	新三田駅前駐車場
31	淡路風車の丘	71	青少年育成センター
32	青野ダム記念館	72	三田保育所
33	城山運動公園野球場	73	三輪幼稚園
34	八景中学校グラウンド	74	広野幼稚園
35	志手原幼稚園	75	藍幼稚園
36	本庄幼稚園	76	高平幼稚園
37	松が丘幼稚園	77	三田市霊苑
38	三田市聖苑	78	ひまわり特別支援学校小学部(※)
39	かるがも園	79	ひまわり特別支援学校中・高等部(※)
40	小野幼稚園		

〔窓 口〕

健康増進課

TEL 559-6155 FAX 559-5705

教育総務課

TEL 559-5131 FAX 563-1343

10. 救急医療情報キットの配布を通じた地域見守り事業

救急医療情報キット（急病時等に迅速な救急活動につなげるため、「かかりつけ医」などを記入した用紙を専用の容器に入れ、わかりやすい場所（冷蔵庫）に保管しておき、安全と安心を高めるもの）の配布を通じ、地域での見守りにつなげます。区・自治会の役員や民生委員・児童委員等で取り組みについて話し合い、地域単位で対象者の把握や配布活動等を行います。

〔窓 口〕

地域福祉課 TEL 559-5069 FAX 563-7776

11. 避難行動要支援者名簿の作成

三田市避難行動要支援者名簿に関する条例に基づき、災害時等に自ら避難することが困難で支援を要する者（避難行動要支援者）の名簿を作成しています。名簿は市で保管するほか、あらかじめ同意の得られた者等は区・自治会等の避難支援等関係者へ提供しています。

〔窓 口〕

危機管理課 TEL 559-5057 FAX 559-1254

12. 権利擁護支援事業

だれもが住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送るため、権利擁護を必要とする方の相談支援や成年後見制度の普及啓発、情報提供等を行っています。【三田市権利擁護・成年後見支援センター事業】

13. 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者が抱える多様で複合的な問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載したプランの作成、支援の提供や定期的なプランの評価等さまざまな支援を一体的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的に実施しています。【三田市権利擁護・成年後見支援センター事業】

14. 住居確保給付金事業

離職等により経済的に困窮し、住宅を喪失した（喪失のおそれがある）者等のうち、就労能力及び就労意欲がある者に対して、住宅及び就労機会の確保を目的として住居確保給付金を支給します。支給期間は原則3カ月間となります（一定の条件の下、最大9カ月受給可能）。【三田市権利擁護・成年後見支援センターで受付】

【支給限度額】	単身世帯	32,300円	2人世帯	39,000円
	3人～5人世帯	42,000円	6人世帯	45,000円
	7人以上世帯	50,400円		

15. 一時生活支援事業

一定の住居を持たない生活困難者であって、収入等が一定水準以下の者に対して、一定の期間内に限り、宿泊場所と食事等日常生活の維持に必要な便宜を提供することで、安定した生活への移行を支援します。